

令和4年度事業実施計画

1 交通安全に関する広報啓発活動の推進

(1) 交通安全青森県民大会等の開催

県民総ぐるみの交通安全運動を推進するため、令和4年11月8日（火）リンクステーションホール青森（青森市文化会館）大ホールにおいて、青森県、青森県教育委員会、青森県警察本部、青森県安全運転管理者協会及び青森県交通安全母の会連合会との共催のもと、青森市の後援を経て交通安全青森県民大会を開催する。

大会では、各種の表彰、交通安全意見発表、小・中学生を対象に募集した交通安全ポスターなどを展示し、交通安全思想の普及・啓発と意識の高揚を図る。

また、各地区交通安全協会においても各市町村民の集い等を開催し、同様の活動を推進する。

(2) 各季の交通安全運動の実施

ア 期間を定めて実施する行事

(ア) 「春の全国交通安全運動」

○ 期間

令和4年4月6日（水）から15日（金）までの10日間

○ 運動の重点

- ・ 子供を始めとする歩行者の安全確保
- ・ 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- ・ 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

(イ) 「夏の交通安全県民運動」

○ 期間

令和4年7月21日（木）から31日（日）までの11日間

○ 運動の重点

- ・ 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上
- ・ 自転車の安全利用の推進
- ・ 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- ・ 飲酒運転等の危険運転の防止

(ウ) 「秋の全国交通安全運動」

○ 期間

令和4年9月21日（水）から30日（金）までの10日間

○ 運動の重点

※ 7月に内閣府で決定する

(エ) 「いきいきシルバー交通安全強調月間」

○ 期間

令和4年11月1日（火）から30日（水）までの1か月間

○ 運動の重点

※ 7月の青森県交通対策協議会幹事会で決定する

(オ) 「冬の交通安全県民運動」

○ 期間

令和4年12月11日(日)から20日(火)までの10日間

○ 運動の重点

※ 7月の青森県交通対策協議会幹事会で決定する

イ 年間を通し随時実施する行事

(ア) シートベルト・チャイルドシート着用促進運動

○ 運動の重点

- ・ 全ての座席におけるシートベルト着用義務の周知徹底
- ・ チャイルドシートの正しい使用の徹底

(イ) 反射材用品着用促進運動

○ 運動の重点

- ・ 歩行者・自転車利用者の反射材用品の積極的な着用の推進
- ・ 反射材用品の着用効果と着用促進のための広報活動の推進
- ・ 反射材用品の継続的な着用促進のための普及啓発の推進

(ウ) 自転車事故防止運動

○ 運動の重点

- ・ 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底
- ・ 業務運転中の自転車の安全利用
- ・ 自転車利用者自身の安全確保

(エ) 踏切事故防止運動

○ 運動の重点

- ・ 踏切道の交通の安全と円滑化の推進
- ・ 踏切通過方法等に関する教育の推進

ウ 日を定めて実施する行事

(ア) 県民交通安全の日 毎月1日

(イ) 高齢者交通安全の日 毎月15日

(ウ) 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日及び9月30日

(3) 啓発行事等の実施計画

ア 春の全国交通安全運動県民総決起大会

令和4年4月初旬、アスパムにおいて決起大会を開催し、新入学児童誓いの言葉等を行う。

イ 秋の全国交通安全運動県民総決起大会

令和4年9月中旬、アスパムにおいて決起大会を開催し、交通安全メッセージ伝達等を行う。

ウ 交通安全青森県民大会

令和4年11月8日(月)、リンクステーションホール青森において、交通安全功労者表彰及び交通安全意見発表等を実施する。

(4) 交通安全ポスターの募集と普及

県内の小、中学生を対象に交通安全ポスターを募集して入選作品を掲載した

交通安全ポスターカレンダーを作成し、県内の全小中学校及び関係機関団体に配布するとともに、入選作を問わず出品された交通安全ポスターについては、本年11月8日(月)に開催される交通安全青森県民大会時に展示するなど、更なる交通安全意識の高揚を図る。

(5) 反射材用品等の普及促進と広報啓発活動の推進

ア 反射材用品等の普及活動の推進

夜間における歩行者の交通事故防止に効果の高い反射材用品の普及啓発を推進することにより、反射材用品の着用が県民全体に広がり、夜間の歩行者事故防止を徹底するとともに、県民の交通ルールや交通マナーを遵守する交通安全意識の高揚を図る。

イ 反射材用品の確実な使用の促進

(ア) 歩行者・自転車利用者の反射材用品の着用推進

全ての歩行者及び自転車利用者、特に子供と高齢者は、夕暮れ時や夜間に外出する際、運転者から発見されやすい反射材付きのウェアや靴、明るい目立つ色の衣服等を心掛けるとともに、キーホルダーやシールなど、身の回り品に積極的に付けるよう推進する。

(イ) 反射材用品の着用効果等の積極的な広報・周知

反射材の視認効果、使用方法等について、反射材効果体験型のキャンペーンや各種イベントを通じた広報啓発活動に努めるほか、各種交通安全運動等の街頭啓発活動においても、積極的に反射材用品の着用効果を周知させる。

(ウ) 反射材用品の継続的な着用のための普及啓発の促進

夜間歩行時の反射材の活用は、交通事故防止に絶大な効果を発揮することから、全年齢を対象として、衣類や靴、鞆等の身の回り品への反射材の貼付を推奨するとともに、適切な反射性能を有する反射材製品について、情報提供を図るなど、反射材の継続着用のための普及啓発を促進する。

(6) 各種媒体を活用した交通安全広報の推進

交通安全広報の効果的な推進を図るため、新聞、ラジオ、定期広報紙（交通あおもり）及びホームページ等の各種媒体を活用し、対象に応じた広報啓発活動を推進する。

2 交通安全活動の表彰

(1) 青森県警察本部長と青森県交通安全協会長の連名表彰

ア 交通安全青森県民大会において、交通安全活動に功労のあった個人と団体の表彰を行う。

イ 交通死亡事故皆無記録を達成した地区交通安全協会の表彰を行う。

ウ 令和4年中、交通死亡事故抑止目標を達成した地区交通安全協会の表彰を行う。

エ 令和4年度中に15年以上無事故、無違反の優良運転者の表彰を行う。

(2) 青森県交通安全協会長表彰

永年にわたり職務に精励した県（地区）交通安全協会の優良職員の表彰を行

う。

(3) 青森県交通安全協会会長感謝状

交通安全青森県民大会において、県知事表彰、東北管区警察局長・東北交通安全協会会長連名表彰、緑十字銅章、全日本交通安全協会会長表彰を受賞した優良運転者の配偶者に、内助の功として感謝状の贈呈を行う。

3 交通安全活動の表彰の伝達等

(1) 交通栄誉章緑十字銅章、全日本交通安全協会会長表彰

交通安全青森県民大会において、交通安全に功労のあった個人に表彰の伝達を行う。

(2) 東北管区警察局長と東北交通安全協会会長の連名表彰

交通安全青森県民大会において、交通安全に功労のあった個人と団体に表彰の伝達を行う。

(3) 優良職員の表彰上申

永年にわたり職務に精励した職員を東北交通安全協会会長に上申する。

(4) 全国表彰合同伝達式の開催

緑十字金章・銀章及び全日本交通安全協会会長表彰等の全国表彰受賞者である個人、団体に対する表彰合同伝達式を開催する。

4 交通安全指導対策等の推進

(1) グッドライダーミーティングへの後援

一般社団法人日本二普協・青森県二輪普及安全協会が、5月22日（日）と9月25日（日）に初心二輪車運転者の安全意識及び安全運転技能の向上を目的として開催予定の「2022グッドライダーミーティング青森」を後援する。

(2) 歩行者安全対策の推進

ア 横断歩道における広報啓発活動の強化

横断歩道及び自転車横断帯における歩行者と自転車の優先を徹底するため、横断歩行者等妨害等の防止に向けた広報啓発活動を積極的に推進する。

イ 歩行中の交通事故防止対策の推進

- ・ 歩行者に対して、正しい横断方法指導啓発を実施するとともに、反射材用品の着用促進を図る。
- ・ ドライバーに対しては、横断歩道における歩行者優先ルールの周知と前照灯の適切な使用による歩行者保護運転の励行を推進する。
- ・ 交通安全教育を受ける機会が少ない高齢者に交通安全意識を醸成するために家庭訪問による個別指導や高齢者が頻繁に利用する場における交通安全教育、広報啓発活動を推進する。

(3) 全席シートベルト着用対策の推進

交通事故発生時の被害軽減を図るため、関係機関・団体と連携して、すべての座席のシートベルト着用及びチャイルドシート使用の浸透を図っていく。

(4) 高齢運転者支援対策の推進

高齢運転者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を

理解させるために、関係機関・団体と連携し、実車を使用した運転診断及び個別指導を行うなど、高齢運転者の特性・限界を正しく理解させる交通安全教室を実施する。

(5) 飲酒運転等悪質危険運転者対策の推進

ア 飲酒運転対策

地域住民と一体となった飲酒運転排除の気運醸成を図るため、交通安全教室等あらゆる交通安全活動を通じ、飲酒運転事故が本人や家族等に与える悲惨さを訴え、地域ぐるみでの飲酒運転根絶対策を推進する。

また、飲食店組合や酒類提供飲食店と連携し、飲食店の客のほか経営者や従業員による飲酒運転の根絶にも努めていく。

イ あおり運転対策

重大事故に直結するあおり運転については、その行為が悪質かつ危険な行為であることを各種交通安全活動を通じて周知を図るほか、あおり運転の被害に遭った場合の対処要領などについても、警察の教養を受けながら広報紙への掲載や交通安全教室等の機会を通じた広報啓発活動を推進する。

また、「ながら運転」についても、罰則強化の背景や具体的な危険性について広報していく。

(6) 自転車の交通安全指導対策

ア 自転車安全教育推進委員会の開催

自転車利用者に対する交通安全教育の普及や自転車安全対策の推進を図るため、関係機関・団体の学識経験者等による自転車安全教育推進委員会を開催する。

イ 自転車安全教室開催の推進

自転車利用者の交通事故防止を図るため、小・中学校児童・生徒、高校生、母親と幼児、高齢者等を対象として自転車安全教室を開催する。

(7) 二輪車運転者の交通安全指導対策

ア 二輪車安全運転講習の実施

大型二輪免許の取得希望者の運転技能の向上を図るため、二輪車安全運転講習（バイクスクール）を実施する。

イ 二輪車安全運転練習の実施

運転免許センターのコースを開放し、大型・普通二輪免許既得者の運転技能の向上に向けた二輪車安全運転練習を実施する。

ウ 高校生の二輪車安全運転講習会の実施

高校生を対象に二輪車安全運転講習会を実施する。

(8) 自動車運転者の交通安全指導対策

ア 自動車安全運転練習の実施

運転免許センターのコースを開放し、普通免許既得者の運転技術向上に向けた自動車運転練習を実施する。

イ 交通安全教室用器材等の充実

交通安全教室用器材及び交通安全教育用DVDを増強し、事業所等への貸出しの整備構築を図る。

ウ 関係機関・団体と連携した効果的な交通安全運転講習会等の実施

一般及び高齢ドライバーを対象とした安全運転講習会「シニアドライバースクール」等を警察等の関係機関及び日本自動車連盟「J A F」、日本自動車工業会「J A M A」等の関係団体と連携して実施する。

5 交通指導隊の街頭活動等の強化

- (1) 各地域での祭典、行事等における雑踏交通整理活動を強化する。
- (2) 各季交通安全運動における街頭指導活動を強化する。
- (3) シートベルト等非着用者の街頭指導活動を強化する。
- (4) 通学路における街頭指導活動を強化する。
- (5) 隊員の適正な活動推進を図るため、新任交通指導隊員研修会を実施する。
- (6) 隊員による街頭活動中の受傷事故の絶無を図る。

6 受託業務等の推進

免許関係事務、更新時講習業務、停止処分者・違反者講習業務、データ入力事務、道路使用調査業務及び地域交通安全活動推進委員研修等業務の受託について、適正な業務の推進に努める。

7 経由地更新申請業務（県内、県外受理）の推進

他都道府県者の経由地更新申請に伴う取扱い費用の送金業務、さらに県内居住者が、他都道府県で経由地更新申請した場合の他都道府県交通安全協会からの取扱い費用の受領業務を行い、経由地更新申請者、年間取扱件数等について適正管理を推進する。

8 各種会議・研修会等の開催

地域交通安全活動推進委員の交通安全教育と実務能力の向上を図るため、推進委員協議会長に対する前期、後期2回の連絡協議会を開催するほか、各推進委員を対象としたブロック研修（青森・八戸・弘前・五所川原・十和田・むつ）を実施する。

9 各種全国研修会等の参加

- (1) 都道府県道路使用適正化業務担当責任者研修会
コロナ感染拡大により、開催延期。
- (2) 地域交通安全活動推進委員全国研修会
コロナ感染拡大により、開催延期。
- (3) 交通事故相談担当者研修会
コロナ感染拡大により、開催延期。

10 交通安全協会加入促進活動の推進

- (1) 交通安全協会の広報啓発活動
交通安全協会の活動実態について、マスコミ（新聞等）を利用した広報啓発

活動を推進するほか、ポスター(2種)、チラシ、広報紙等を活用して各地区の地域密着型の活動について周知を図っていく。

(2) 協賛店事業への取組み

交通関連団体・企業に協賛店事業への参加を呼び掛ける。

(3) 加入時の各種特典の広報啓発

加入した場合の申請書類の作成、免許証ケース、反射材、チラシ及び会報等を配布する。

(4) 窓口での適切な対応

新規、更新時における十分な説明と親切・丁寧な勧誘を実施する。

(5) 不適切事案の絶無

適切な窓口対応、適正な会計事務及び各種非違事案の絶無を図るため、指導を強化する。

11 収益事業の推進

交通安全グッズ等の斡旋及び県証紙販売事業の推進に努める。